

逆機能する日本の生活保障システム⁽¹⁾

— 社会保険の空洞化と少子高齢化 —

大 沢 真 理

日本の生活保障システムは、高度経済成長期以来、家族と企業という2つのサブシステムがかなりの部分を担うことを織り込んで設計され、相応に機能していた。この2つのサブシステムのいずれも、男性が主たる稼ぎ手で女性は家庭を中心とするという性別分業を基軸としてきた（「男性稼ぎ主」型）。しかし、そうした従来型の企業と家族は、1990年代以降、安心の柱どころかリスク要因に転化している。そのために生活保障システムは繕いようもなく破綻し、かえって不安をあおる「逆機能」の状況に陥った。本稿では、この逆機能が、一つには社会的セーフティネットの基幹である社会保険制度の空洞化として、他方では少子高齢化の加速として、表れていることを論じる。先進国の生活保障システムについては、「男性稼ぎ主」型のほかに両立支援型、市場志向型という類型を設定できるが、「男性稼ぎ主」型がポスト工業化への対応にいきづまるなかで、日本は1990年代を、改革にとって「失われた10年」として空転させた（第2節）。第3節では小泉構造改革の看板と内実を検証するために、まず、改革対象である21世紀初頭の日本の座標を、雇用パフォーマンス、年金制度、および次世代育成支援措置について比較検討し、ついで小泉改革の内実を見る。第4節では、改革が先送りされるあいだにも、社会保険制度の空洞化、そして不況と少子高齢化が、スパイラル上に進行したことを確認する。

キーワード：生活保障システム、「男性稼ぎ主」型、男女共同参画社会、空洞化、少子高齢化

1. はじめに

日本の生活保障システムは、1955年から－1970年代初めまでの高度経済成長期以来、家族と企業という2つのサブシステムがかなりの部分を担うことを織り込んで設計され、相応に機能していた。この2つのサブシステムのいずれも、男性が主たる稼ぎ手で女性は家庭を中心とする、という類の性別の役割期待や分業を基軸としてきた。しかし、そうした従来型の企業と家族は、1990年代以降、日本の「よさ」や「強み」を支える柱どころかリスク要因に転化している。そのため、企業と家族に依拠していた生活保障システムは繕いようもなく破綻し、かえって不安をあおる「逆機能」の状況に陥ったと考えられる。この逆機能は、一つには、社会的セーフティネット、とくにその基幹である社会保険制度の空洞化として、他方では、少子高齢化の加速として、表れているということ、これらが本稿が論じる主題である。

なお本稿では、社会保険と公的扶助からなる社会保障とともに税制(以上は所得移転とも呼ばれる)、保育や教育、保健・介護といった社会サービス、そして雇用政策や労働市場の規制をあわせて、「社会的セーフティネット」と呼び、それらと家族や企業の制度・慣行との好適な接合が、日々の生活と将来の安心を保障すると考えて、全体を「生活保障システム」と呼んでいる。

2. 生活保障システムの型と90年代日本

まず生活保障システムの設計を確認しよう。福祉国家や社会政策の比較研究の近年の動向をふまえると(大沢2004a)、先進国の生活保障システムにつき1980年前後の実態を念頭に置いて、「男性稼ぎ主 (male breadwinner)」型、「両立支援 (work/life balance)」型、「市場志向 (market oriented)」型という3つの類型を設定できる⁽²⁾。

「男性稼ぎ主」型の生活保障システムでは、男性が安定的な雇用と「家族賃金」、すなわち家族を含めた生活を保障する処遇、および社会保障の対象となる。壮年男性に安定的な雇用と家族賃金を保証するべく労働市場が規制

される(保障が全ての男性にいきわたるわけではない)。他方で健康保険、雇用保険、年金などの社会保険が、世帯主である男性雇用者の労働力が「売れない」場合、すなわち傷病、失業、老齢退職等のライフコース・リスクに応じて備えられており、妻子は世帯主に付随して保障される。家庭責任は妻がフルタイムで担うものとされ、それを支援する保育、介護等のサービスは、低所得や「保育に欠ける」などのケースに限って、いわば例外として提供される。「男性稼ぎ主」型の典型となったのは、「家族主義的」とも形容される大陸西欧諸国、そして日本である。

これにたいして「両立支援」型は、北欧諸国を典型とし、女性も男性も職業と家庭や地域での活動を両立する、つまり稼ぐとともにケアもする(べき)と見る。男女各人が本人として働きにみあった処遇と社会保障の対象となり、家庭責任を支援する社会サービスの対象ともなる。そのような「両立支援」型の生活保障システムでは、雇用平等のための規制とともに、児童手当、乳幼児期からの保育サービス、高齢者介護サービスや育児休業などの家族支援が制度化される。また、税・社会保険料を負担する単位は世帯でなく個人になり、税の家族配慮は控えめとなり、遺族給付が廃止される。

最後にアングロサクソン諸国に代表される「市場志向」型では、家族の形成を支援する公共政策は薄く、労働市場でもとくに生活保障的な処遇をしない。

福祉レジーム類型論の旗手であるエスピン・アンデルセンは、1996年の編著『転換期の福祉国家』では、「ポスト工業化」への対応に最も明白にいきづまっているのは「男性稼ぎ主」型であるという旨を指摘した⁽³⁾。

ポスト工業化ないし知識経済化の段階の経済と社会にとっては、労働市場と家族の「柔軟化」が必要とされる。しかし、「男性稼ぎ主」型の対応では、若年層と女性の就業機会を狭め、中高年層を労働市場から早期に退出させてまで、壮年男性の雇用を保護しようとし(労働市場の柔軟化に抵抗)、家族はあいかわらず男性稼ぎ主の収入に依存せざるをえない(家族の柔軟化に抵抗)。その結果、税と社会保険料を負担するベースは狭まり、現役労働者1人あたりの税・社会保険料の負担が高まり、社会保険料の事業主負担を回避しようとする雇用主は、フルタイム労働者の追加的な雇い入れをますます渋

ることになる。このモデルではまた、極度の出生率低下が見られる、という。(Esping-Andersen 1996 : 68, 78 - 80, 83)。

こうしたいきづまりにかんして、たとえばオランダは、1970年代には「男性稼ぎ主」型の代表ともいえる状況だったが、82年の政労使の合意（「ワセナル合意」）以降の雇用・福祉改革をつうじて、周知の「1.5人稼ぎ手」という「オランダ・モデル」を生みだした（水島2002）。逆に、日本の「男性稼ぎ主」型システムは、「伝統的」なものではなく高度成長期以降に導入され、1980年代に強化された（大沢2002：第2章）。オランダとは逆に1980年代に強化された結果、日本の生活保障システムは、諸外国にまして強固な「男性稼ぎ主」型である（エスピン・アンデルセン2000：89, 125, 129；Gottfried & O'reilly 2002；大沢2002：106 - 110）。そして日本の90年代は、経済成長にとってのみならず、社会保障改革にとっても「失われた10年」となった。

もちろん90年代初年以來、日本で改革の努力がなかったわけではない。というより、政治家たちは「改革」を号令し続けてきた。実際に90年代になってすぐ、従来型の企業、および企業を中心とする社会のあり方が、「企業中心社会」であるとして反省の対象になった。しかし反面で、従来型の家族を見直す必要性は、なかなか意識されなかった（宮澤内閣の「生活大国5か年計画」）。その意味で、生活保障システムの「型」を転換するような改革の必要性は、90年代初年の政府には認識されていなかったといえよう（大沢2002：第3章）。

それでもしだいに、「男性稼ぎ主」型の生活保障システムの問題点が指摘されるようになり、90年代なかばには政府の審議会が「性別による偏りのない社会システムの構築」を打ちだした。「男女共同参画社会の実現」は、96年末から97年初めにかけて打ちあげられた「橋本6大改革」（行政改革、財政構造、経済構造、金融システム、社会保障構造、教育の各改革）において、「大きな柱」「大きな鍵」と位置づけられもした（大沢1998）。

だが、社会保障をめぐる動向は「大改革」にはほど遠かった。年金制度では、将来の財政危機を強調しつつ拠出引き上げと給付切り下げをくり返し（93年改正、2000年改正）、制度への信頼を損なってきた。医療保険制度で

は、医師会の強硬な反対のために改革が先送りされてきた（坪井・高木 2000）。

つまり90年代のおもな改革は、97年に制定されて2000年4月から実施された介護保険法につきる。種々の問題を含みながらも公的介護保険の導入は、家族の女性が無償で担ってきた介護から“社会全体で支える”方向に一步踏み出そうとした点で、「男性稼ぎ主」型からの離脱と見ることができる。しかし、99年度後半に与党主導で強引にくわえられた改変により、介護保険は制度の根幹を損なわれた状態で実施に入った。改変にあたって亀井静香・自民党政調会長は、介護保険が「子が親を介護するという美風」を損なうと公言したものである。「男性稼ぎ主」型への固着にはほかならない（大沢 2002：第4章）。

もっとも、ジェンダー平等の促進にかんするいくつかの立法は見逃せない。すなわち育児・介護休業が制度化され（91, 95, 97年）、国際労働機関ILOの第156号家族的責任条約が95年に批准された。雇用の規制緩和とも連動しつつ、97年には労働基準法の「女子保護」規定が解消され、男女雇用機会均等法が大きく改正強化された（99年4月実施）。

99年6月には「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」等を基本理念とする男女共同参画社会基本法が制定された。同基本法の基本理念には、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」（第4条）こと、および家族の協力と「社会の支援」による家庭と職業等の「両立」が、うたわれている（第6条）。

ようするに社会的セーフティネットを含む社会制度・慣行を、「男性稼ぎ主」型から「中立」にし（第4条）、「両立支援」を強めることが展望された（第6条）。北京行動綱領にいう「ジェンダーの主流化」である（大沢編 2000）。

3. 小泉構造改革の看板と内実

3. 1 21世紀初頭における日本の座標

以上のように1990年代を通じて、「男性稼ぎ主」型からの脱却に着手できなかった結果、21世紀初頭の日本の生活保障システムはどのような座標をもつことになったのだろうか。主要国のシステムにかんして、性別・年齢階層別の「雇用パフォーマンス」、すなわち失業リスクと処遇の組み合わせ、年金制度、および次世代育成支援措置にそくして、比較検討しよう。

① 雇用パフォーマンス

日本の完全失業率は90年代なかばから上昇し、男性の失業率のほうが高い。しかし、経済協力開発機構OECDメンバー国について、性別・年齢階層別に留意して国際比較すると、以下が目立つ。第一に、16歳から24歳の若年層（男女）の失業率が上昇した（他のOECDメンバー国では1990年代とくらべて低下した国が多い）。第二に25歳から54歳までの壮年層の失業率はなお低い方であり、しかも男性の失業率のほうが高い（北欧諸国とアングロサクソン諸国では男性の失業率のほうが高い）。第三に55-64歳の高年層の男性の就業率はメンバー国の中で断然に最も高い（OECD 2004:297-305）。

日本で平均的に男性の失業率のほうが高いのは、若年層と高年層で失業率が高いためであり、それでも高年層では他国よりも就業率が高いのである。賃金については、98年以降平均賃金が低下するなかで、男性の50代前半層での低下が目立つが（賃金構造基本統計）、壮年から高年に至る日本男性の雇用パフォーマンスは、依然として、国際比較や女性との比較という相対的な意味で、良好であるといえよう。つまり、中高年層を早期に引退させるといふ大陸西欧的な対応はとられていないのだ。

この間、パートや派遣など「非正規」の労働者の雇用が、働きにみあった処遇を整えないまま広がっている。労働力調査によれば、役員を除く雇用者に占める正規の職員・従業員の割合は、女性では1985年の68.1%から2004年の48.4%まで低下し、同時期に男性は92.8%から83.7%に低下した。とく

に女性の雇用が急速に非正規化していることが明らかだ。年齢階層別には、後段で厚生年金の適用状況から推測する。

2003年の日本の雇用者に占めるパートタイム労働者の比率は、男性で14.7%であり、OECD諸国ではオーストラリア、オランダについて高く、女性では42.2%でオランダ、オーストラリアについて高い(OECD 2004)。パートタイム労働者の比率が上昇すると同時に、みずから進んでではなく、やむなくパートで働くケースが増えている。しかも、フルタイムとのあいだの賃金格差は拡大してきた。時間当たり賃金で、フルタイムを100とするパートタイムの賃金は、90年代初めには女性で72.0、男性で57.8だったものが、2003年にはそれぞれ65.7と49.9まで低下した(男女共同参画会議影響調査専門調査会 2004:資料38-2, 68-2)。

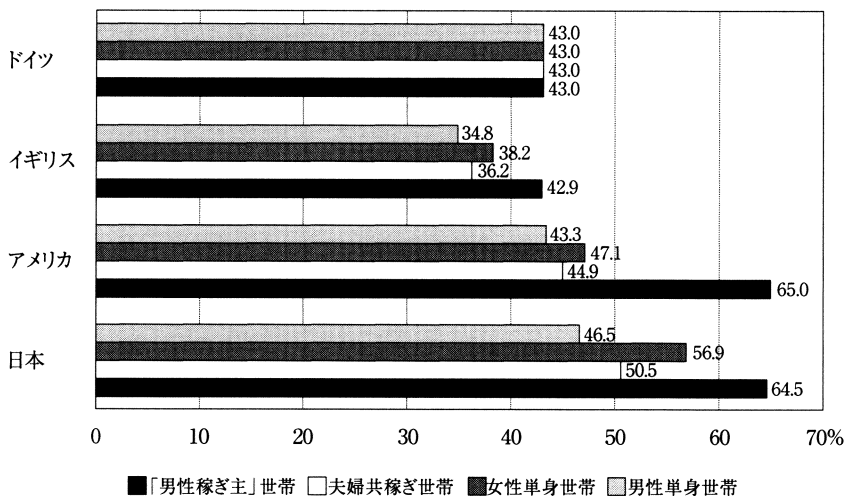
女性のフルタイムとパートの賃金格差を国際比較すると、時間賃率の中央値(メディアン)でフルタイムを100としてパートは、オランダで93.1、スウェーデンで92.3、ドイツで87.5(以上、1995年)、オーストラリアで86.8(1997年)、イギリスで74.5(2000年)にたいして、日本は66.4(2001年)、アメリカは62.5(1996年)だった(OECD 1999:24;内閣府編 2003b:28)。日本のパートタイム雇用者の比率がオーストラリアやオランダについて高いといっても、両国ではフルタイムとの賃金格差が小さいのにたいして、日本での格差は大きく、しかも拡大してきたことに注意する必要がある。ようするに女性と若年層について、質(賃金を初めとする処遇格差)と量(壮年男性より高い失業率)の両面で、雇用機会が劣化する形で、大陸西欧諸国以上に「男性稼ぎ主」中心の対応がとられているのである。

② 年金制度

つぎに公的年金制度を対比しよう。第1に、厚生労働省年金局が2001年7月時点で推計した世帯類型別の年金給付水準(基礎年金を含む年金給付の世帯名目賃金月収に対する比率)を図示すれば、「男性稼ぎ主」世帯の給付水準が他の世帯類型よりも高い程度は、アメリカで最も顕著であり、つぎに日本、イギリスであることが分かる。ドイツでは世帯類型にかかわらず43%と一

律であり、ちなみに「高福祉」とされるスウェーデンでは38%の一律である。

ドイツやスウェーデンの制度は制度内の再分配を含まない単純な所得比例制であり「業績主義」的である。アメリカや日本の制度にはそれぞれの再分配の要素がある。



出典) 社会保障審議会年金部会第7回資料1, 4ページの表より作成

図1 主要国の世帯類型別年金給付水準

日本の制度は、まず国民年金（基礎年金）と雇用者の報酬比例年金（厚生年金・共済年金）という2階建てであり、また国民年金が第1号（自営業者、無職者など）、第2号（雇用者）、第3号（第2号に扶養される配偶者）と分かかれ、2号はさらに厚年と共済およびそのなかの職域年金というように縦割りに分立している⁽⁴⁾。

じつは、この制度体系そのものが「男性稼ぎ主」中心である。第1号から第3号までの縦割り分立のなかで、標準は第2号である。というのも、第2号になる場合は本人が手続きをとる必要はないが、第2号から退出した者は、自分で第1号への加入手続きをとるか、第3号としての届け出をしない

と未加入になってしまうからだ。そして第2号のなかでは、40年間にわたって第3号である妻をもつ（扶養する）「男性稼ぎ主」が「モデル年金」を受ける。この制度体系自体が「男性稼ぎ主」中心だと述べるゆえんである。個人として見ると現役時代の賃金総額によって給付水準が異なり（低賃金または就業期間が短かった者に厚い給付）、夫婦として見ると妻の労働市場への参加の度合いによって給付水準が異なり（低賃金または就業期間が短いという意味で参加が「浅い」ほど厚い給付）、世帯として見ると単身者への給付が薄い、といった再分配がおこなわれる。それは2階建ての構造（1階部分の基礎年金）を通じて起こるのであり、その結果として、「男性稼ぎ主」世帯にたいする給付水準が他の世帯類型よりも高くなる。

第2に、離婚する夫婦間の年金分割は、ドイツにおいて民法典が改正され離婚が有責主義から破綻主義に転換した1976年に、最初に導入された（広渡1990：297－299）。公的年金だけでなく職域年金と個人年金も分割されるのがドイツの仕組みであり、2001年年金改革ではさらに、婚姻歴25年以上の夫婦が合意のうえで年金を分割できる途も作られた（社会保険研究所2002：資料V－5－7）。離婚時の年金分割は、イギリスでは1999年に導入され、日本では後述する2004年の年金改革でようやく導入される。アメリカには年金制度としては離婚時の分割はないが、10年以上の婚姻ののちに離婚した者は、もと配偶者の拠出にもとづく「配偶者給付」（本人給付の半額）を受けすることができる。

第3に、日本の遺族年金制度は、受給資格・水準・支給期間のいずれの面でもきわめて寛大な寡婦給付をもつ。夫は妻死亡時に55歳以上でないと「遺族」と認められないが、妻には年齢制限はない。夫が死亡した年の収入が800万円未満の寡婦は、子の有無・本人年齢にかかわらず遺族厚生年金を終身受けることができ（18歳未満の子がいれば遺族基礎年金も受給できる）、その給付水準は、亡夫の実際の加入期間が300月未満の場合には300月分とみなされた拠出に応じる。じつは18歳未満の子がない妻では、1954年から1965年まで（昭和30年代）、夫死亡時に妻が40歳未満なら「遺族」と認められず、40歳以上でも55歳までは支給停止だった。働ける場合は「働いて頂く」

と、当時の保険局長は国会答弁している(田宮 2003:64, 67)。女性が夫に死別したというだけで(子がなくても)、いわば“無能力”とみなされる場合は、高度成長期半ばの1965年から85年にかけて、累次の改正によって強まったのである。

ようするに日本とアメリカの公的年金制度が、最も強固に「男性稼ぎ主」中心である。アメリカの生活保障システムは全体として市場志向型であるが、年金制度は別なのである。日本では基礎年金第3号被保険者制度をつうじて、アメリカでは配偶者給付をつうじて、妻が夫に扶養されることが「報われる」。アメリカでは年金制度のうえで育児が「報われる」要素が皆無であり、日本では男女の個人がより「深く」(より高賃金でより長期にわたって)労働市場に参加すると、給付水準が低下する。ドイツの年金制度は、最も一貫した夫婦間の年金分割を通じて、夫婦がいわば二人三脚であることを表現しており、育児が「報われる」程度も厚いという意味で、母であることが評価されるようになっている。

③ 次世代育成支援

第3に、次世代育成支援にかんして、仕事と家族の調和施策および関連するフレキシブル就労措置について、個別の指標と総合指数を示す表を参照されたい。この指標は平均値がゼロになり、標準偏差が1になるように作成されている。日本のデータは、保育サービスについては1998年(他の国は、アメリカが1995年、ノルウェーが97年のほか1998-2000年)、出産休暇・育児休業については他の国と同じく1999-2001年、企業でのフレキシブル就労措置については他の国と同じく1995-1996年(アメリカは97年)のものである。なお保育サービスには、①保育園・幼稚園等の施設での集団保育、②宿泊設備付きの保育サービス(障害児にたいする専門的サービスを含む)、③保育者の自宅への託児、そして④家族以外の(住み込み)保育者による在宅保育、を含む。

総合指数は、スウェーデンの3.3からギリシャのマイナス3.4のあいだに分布しているが、日本の指数はマイナス2.9とギリシャについて低い。つぎに

表1 仕事と家庭の調和施策および関連するフレキシブル就労措置の要約指標

すべての指標は表中の諸国のあいだで平均値がゼロとなり、標準偏差が1になるように作成されている^{a)}。

国名	3歳未満の保育率	3歳以上の保育率	出産中の所得補償 ^{b)}	休業中の育児休暇の総額	企業自主的家族休暇 ^{c)}	フレックスタイムの割合	自発的パートタイム	総合指数 ^{d)}	30-34歳の女性の就業率
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
スウェーデン	1.3	0.4	2.3	0.0	-1.9	0.6	0.2	3.3	76.7
デンマーク	2.1	1.0	1.3	-0.1	-0.4	-0.3	-0.1	2.9	78.8
オランダ	-1.0	1.3	0.0	-0.4	-0.3	1.0	2.5	2.7	71.5
オーストラリア	-0.5	-0.7	-1.4	-0.7	-0.1	2.6	1.3	1.9	64.2
イギリス	0.5	-0.7	-0.7	-0.9	-0.2	0.5	1.1	1.3	69.4
ドイツ	-0.8	0.3	-0.1	1.6	1.5	0.7	0.8	1.3	68.6
アメリカ	1.6	-0.1	-1.4	-1.6	-0.8	2.0	-0.5	1.2	72.0
カナダ	1.1	-1.2	-0.7	-0.8	..	-0.5	0.2	0.2	71.8
ベルギー	0.3	1.3	-0.4	-0.4	0.4	-0.1	0.2	0.2	70.8
フランス	0.3	1.4	0.0	1.6	0.2	-0.2	-0.3	-0.1	65.6
フィンランド	-0.1	-0.3	1.9	1.6	-0.6	-0.6	-1.2	-0.3	70.7
オーストリア	-1.1	-0.2	0.0	0.5	1.5	-0.6	0.3	-0.6	72.6
アイルランド	0.7	-0.9	-0.5	-0.9	-0.5	-0.9	-0.2	-1.1	69.1
イタリア	-1.0	1.2	0.2	-0.5	1.2	-0.9	-0.7	-1.9	52.6
ポルトガル	-0.7	0.1	0.8	0.9	-0.1	-0.9	-1.3	-2.2	75.7
スペイン	-1.0	0.6	0.0	1.6	0.6	-0.8	-1.0	-2.5	49.3
日本	-0.6	-2.1	-0.7	-0.6	-2.1	-0.9	0.3	-2.9	52.6
ギリシア	-1.1	-1.4	-0.7	-0.9	1.1	-0.5	-1.6	-3.4	57.1
30-34歳の女性の就業率との相関係数	0.59	0.20	0.36	-0.04	-0.18	0.26	0.25	0.68	

.. データ利用不能

- a) 指標を共通基準に合わせるように設計されている。数値ゼロは、その国が表中の諸国のなかで平均値にあたることを示す。
 b) 出産休暇期間と所得代替率の積で計算されている。
 c) 病児休暇、出産休暇および育児休暇のデータ平均。
 d) (1) (3) (6) (7) の指標の合計に、(5) の半分を加えて計算されている。

出典：OECD 2001：Table 4.9

指数が低いグループはイタリア、スペイン、ポルトガルという南欧諸国であり、アングロサクソン諸国は中位にある。大陸西欧諸国はばらついており、オランダ、デンマーク、スウェーデンは高位である。日本では、自発的なパートタイム就労(第7列)以外の全項目がマイナスであり、3歳以上の児童にたいする保育サービスのカバレッジ(第2列)、および企業独自の家族休暇のスコア(第5列)がとくに低いことが分かる(OECD 2001)。もっとも、同表について川口章がコメントするように、合計特殊出生率(2001年)との相関が高いのは、3歳未満児童にたいする保育サービスのカバレッジ(第1列)である(川口 2004)。世紀転換期の日本の次世代育成支援体制は、OECD諸国のなかでほぼ最低だったのである。日本で少子高齢化が加速していることはなんら不思議ではない。

3. 2 小泉骨太方針と年金改革

では、日本の生活保障システムが以上のような座標をもつことを、小泉政権はどこまで真摯に改革課題として捉えたのか。結論からいうと、小泉政権では「男女共同参画社会の実現」という理念が内閣の基本方針に反映されるにいたったものの、政権の看板と実際の改革の内容のあいだには乖離がある。生活保障システムの「型」の転換にむけていまだに舵は切られておらず、その間に社会保険制度が覆いがたく空洞化し、「少子化の流れ」も止まっていない。

2001年4月26日に発足した小泉政権は、同年6月には構造改革に関する基本方針である「骨太方針」を閣議決定した。「骨太方針」が冒頭に掲げた「生活維新プログラム」は、①「働く女性にやさしい社会」を構築するため、税や社会保障制度の見直しにあたっては、個人単位化を進めるとともに、雇用に関する性による差別を撤廃する、②保育所待機児童をゼロとするプログラムを推進するとともに、放課後児童の受け入れ体制の整備を図る、と謳った。しかし、税制や社会保障制度の見直しの具体的内容はなお不明だった。

2002年6月になると、政府税制調査会の基本方針と経済財政諮問会議の「骨太方針第二弾」が、所得税の配偶者にかんする控除等の見直しを打ちだ

した(税制調査会2002;2002年6月25日閣議決定)。その見直しの視点として、男女共同参画社会を構築すること、税負担にも就労などの選択にも「歪みを与えない」という意味で、「中立的」な税制とすること、が掲げられた。骨太方針第二弾は、年金制度についても、「『男女共同参画社会』の理念とも合致した」制度の構築を求めた。ともかく、男女共同参画社会基本法の基本理念は、小泉政権では内閣レベルの基本方針に反映されるようになったのである。

いっぽう少子高齢化の加速を背景に、小泉首相は2002年5月に「少子化の流れを変えるための実効性のある対策」を指示し、9月に「少子化対策プラスワン」がまとめられた。少子化対策プラスワンは、「子育てと仕事の両立支援」にくわえて、①「男性を含めた働き方の見直し」、②地域における子育て支援、③社会保障における次世代支援、④子どもの社会性の向上や自律の促進、という4つの柱を立てる⁽⁵⁾。プラスワンにもとづいて2003年には次世代育成支援対策推進法が制定され、議員立法で少子化社会対策基本法も成立した。しかし、小泉構造改革の全体としては規制緩和や民営化という「市場志向」のベクトルが強いこと、そして財政難もあいまって、こうした少子化社会対策に含まれる「両立支援」が「市場志向」に呑みこまれる可能性は小さくない⁽⁶⁾。

では、「『男女共同参画社会』の理念とも合致した」制度の構築を求めた骨太方針第二弾にたいして、実際の年金改革は適切におうじだろうか。厚生労働省の社会保障審議会年金部会は2003年9月に提出した「意見」で、「年金改革の基本的な視点」として、つぎの4点を掲げた(私は2002年1月以来、同部会の委員である)。①社会経済と調和した持続可能な制度とする、②制度にたいする信頼を確保する、③多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする、④個人のライフコース(生涯にわたる生き方、働き方の選択)に対して中立的な制度とする(社会保障審議会年金部会 2003)。このうち③と④は、じつはジェンダーと年金の問題である。従来は傍流の「女性と年金」問題として付随的に扱われてきたことが、今回は改革全体の「基本的な視点」とされた。この意味で、「ジェン

ダーの主流化」が、日本の公的年金改革を舞台として確実に起こったことを、年金部会意見は示した。

年金部会意見の「個別論点」では、「保険料率固定方式」の導入が第1にして最大のポイントであるといえる。それは、最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付をおこなうことを基本に、人口と賃金物価の動向に応じて給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込むことをさす。

年金部会意見は、「モデル年金」について、従来のように「夫片稼ぎ」世帯だけでなく、「共働きや単身を含めた」複数の世帯類型をあわせて見ていくことが「妥当」と断言した。しかし、妻の厚生年金加入年数が長いほど給付水準が低くなるという構造は、提案されている改革によっても変化しない。それは、「『男女共同参画社会』の理念」はもちろん、ライフコースにたいする中立性という「年金改革の基本的な視点」にてらして問題だった。

「個別論点」の第2として年金部会意見は、「多様な働き方への対応・次世代育成支援」において、短時間労働者等にたいする厚生年金の適用拡大を打ち出した。また第3に、第3号被保険者制度の見直しについては、①夫婦間の年金権分割、②第3号被保険者も保険料を負担、③第3号の基礎年金給付を減額、という3案併記にとどまった。

これを①案に絞り込んだのが厚生労働省案である。夫婦間の所得分割または年金権分割は、分割することで遺族厚生年金が不要になれば、世帯賃金が等しい夫片稼ぎ世帯と夫婦共稼ぎ世帯のあいだでは、保険料負担も年金給付も等しくなり、女性の就労の選択にたいしてより中立的な制度となる。「男性稼ぎ主」型からの脱却を志向するといえよう。

さて、じつは年金部会では、この際に制度体系そのものを転換するべきだという意見があった。体系を転換すべきという意見では、いっぽうに、自営業者も無業者も含めて報酬比例方式へ一本化し、税財源による補足的給付（最低保障）を組み合わせる、という方式を提案する複数の委員がおり、私はその一人だった。この方式では縦割り分立は解消し、2階建ても基本的にはなくなるのであり、1999年改革で導入されたスウェーデンの年金制度に近

い。スウェーデンの制度との違いは、夫婦間の年金分割を基本とする点だった（大沢 2003；大沢 2004b）。

他方で、基礎年金について全額税でまかなう税方式にするべきだという意見があり、経営者側と労働組合の代表が、どのような税によるかは意見を異にしていたとはいえ、この基礎年金の税方式化では一致していた。このように委員の意見が割れていたこともあって、制度体系の転換は2004年改革で実現を目指すべき選択肢とはならなかった⁽⁷⁾。

では、04年政府法案には何が盛り込まれたか。個別の点では、①短時間労働者への厚生年金適用拡大は、外食業やチェーンストアなどパートタイム労働者を多用する業界からの反対に譲歩して、5年後に先送りされた。②離婚時の年金分割がようやく導入されたものの、夫婦間の年金分割として一貫していない⁽⁸⁾。③遺族年金の寡婦給付をいくぶん限定したものの、「性別による偏り」の是正には向かっていない⁽⁹⁾。

年金分割では、婚姻継続の場合の分割が盛り込まれていない。この点を検討した自民党の年金制度調査会で、「年金は夫婦単位で」という「伝統的な家族観を重視した」声があったとも報道された（『朝日新聞』2004年1月22日付）。年金部会意見と厚生労働省案が目指した個人単位化、いかえれば「男性稼ぎ主」型からの脱却という動きを、押しとどめようとする意向が作用したと考えられる。そうじて2004年年金改革の政府案は、「男性稼ぎ主」中心の制度体系を維持し、個別の点も最低限の修正にとどめたのである⁽¹⁰⁾。「男性稼ぎ主」型からの脱却が先送りされただけでなく、以下に見る「空洞化」の対策もまた先送りされたことになる。

4. 社会保険の空洞化と少子高齢化

4.1 社会保険の空洞化

抜本改革が先送りされるあいだに、雇用者（被用者）の社会保険制度が収縮ははじめ、非雇用者（無職者、自営業者）の社会保険は財政が脆弱なままに膨張している。

雇用者(被用者)社会保険制度では、1997年頃をピークとして、被保険者の減少と保険料収入の減少が進行している。97年とは雇用者総数が5,391万人というピークをしるした年でもある。厚生年金では97年の被保険者3,347万人、事業所数170万をピークに、2003年度末までに被保険者は135万人減少(4.0%)、事業所数も9万減少した。共済年金を含めた第2号被保険者数は、96年のピークから2002年度末までに197万人減少(5.1%)した。2号が減れば2号に扶養される配偶者である第3号も減少する。実際、第3号は1995年に1,220万人というピークを記したのち2002年度末の1,124万人へと7.9%減少した。

他方で、大企業を中心に結成されている健康保険組合が管掌する健康保険も同様の状況にあり、中小企業の従業員が加入している政府管掌健康保険でも、適用が減少している。1997年以後、雇用者総数は毎年20~30万人程度(0.5%程度)の増減をくり返しているため、厚生年金と組合健保の被保険者数の減少が目立つ。その理由は後段で考察しよう。

保険料収入は、厚生年金では97年から保険料収入が減少しはじめ、2001年度末には97年度にたいして7500億円弱、3.6%の減少となった(2002年度は微増)。2003年度の財政状況(簿価ベース)は実質3兆5000億円の赤字であり、制度発足以来初めて積立金を取り崩したと報道された(積立金残高は137兆4110億円。『朝日新聞』2004年8月7日付)。

非雇用者の社会保険では逆に被保険者が増加している。まず国民年金(基礎年金)の第1号被保険者数は、現行制度が発足した1986年から1990年まで減少し、90年代前半は横ばいだった(91年から20歳以上の学生に適用を強制)。それが90年代後半には明らかに増加局面に入り、95年から2002年までに、第1号被保険者数は326万人増加した。上述のように2号も3号も減少し、1号に移行したのである。つぎに、自営業者や無職者に適用される国民健康保険の被保険者は、1993年から世帯数でも人員でも増加してきた。

以下では、空洞化が指摘されることが多い国民年金第1号被保険者の内実に立ち入ろう。第1号には、毎年、20歳到達者とともに第2号・3号からの移行者がくわわり、60歳到達者が退出していく。この数年は、毎年くわわる

600 - 700万人のうち、20歳到達者は130万人前後であり、90万人前後が第3号から、400万人前後が第2号から移行してきている（社会保障審議会年金部会第22回資料3-1）。第2号からの移行とは、自営業主になったことよりも、失業、パート・フリーター化、事業所の（偽装）脱退などによると考えられる。労働力調査によれば非農林業自営業主数は1988年以降減少し、1992年から2002年のあいだに140万人減少したからである。週の労働時間がフルタイム労働者の4分の3未満の場合、厚生年金は適用されないため（雇用者健保も同様）、4分の3未満のパート就労にされると第2号から第1号に移行することになる。

第1号の年齢階層別構成は、過去10年のあいだ、50歳代が安定して3割を占めつつ、40歳代の減少（28%から17%へ）、20歳代の増加（22%から32%へ）、30歳代の横ばいのち微増により、2000年度から20-39歳層が過半となった（社会保障審議会年金部会第22回資料3-1）。20歳代の人口が90年代後半から減少していることに照らせば、第1号に占める20歳代の比率の増加は、若年層でのパート化がすさまじく進行したことによると考えてよい。典型的な1号とは、中高年の自営業者であるよりも、比較的若年のフリーターになったのである。

2003年7月25日には、国民年金の保険料納付率が2002年度には過去最悪の62.8%にすぎなかったと大きく報道された（納付率は、年間の保険料を納付すべき月数にたいする納付された月数の比率）。徴収に務めた2003年度も63.4%と低迷した。注意すべきは、全体として、第2号からの移行者が第1号の納付率を低下させていることである。たしかに、納付率を年齢階層別に見ると若年ほど低い。また2002年度に第1号に移行した者の同年の納付率は、第2号からの移行者が52.6%、第3号からの移行者が78.9%、20歳到達者が42.5%だった（社会保障審議会年金部会第22回資料3-1）。しかし、20歳到達者の納付率は第2号からの移行者よりも10%ポイント低いものの、第2号からの移行者の数は、20歳到達者の3倍にもものぼる。ようするに、雇用の非正規化による第2号の空洞化こそが公的年金制度を空洞化させているのである。上記のように比較的若年の者が第1号に占める比率が上昇してお

り、第2号からの移行者が多い状況では、今後も納付率のいちじるしい改善は期待しにくい。

社会保険の被保険者数の減少は、企業の倒産やリストラによるといわれることが多いが、すでに述べたように雇用者数の動向にくらべて厚生年金と組合健保で被保険者数の減少が著しい。年齢階層別の厚生年金の適用者の比率を、1990年代の初年と末年とで対比すると、20-24歳の女性と40歳以上の女性、および20代の男性で、雇用者比率と厚生年金適用者比率の乖離が広がったことが分かる(社会保障審議会年金部会第17回資料2-2:21-22)。「男性稼ぎ主」型のもとで、現金給与に福利厚生費(社会保険の事業主負担を含む)をあわせた労働費用には、正社員(とくに男性)と非正規のあいだで大きな格差がある。しばしば指摘されるように、事業主は、高賃金のみならず社会保険料の負担を嫌って、ことさらに正社員を若年アルバイトや女性パートに置き換えたり、社会保険の適用を逃れたりしていると考えられる。就業時間や勤務先規模、雇用形態、従業上の地位などの「働き方」によって、適用される制度も負担・給付の条件も異なるという縦割り分立の構造が、事業主によって「利用」されているのである。

同様に雇用者の側でも、世帯として税や社会保険料の当面の負担を節減するために、妻が無業ないしパート就業にとどまり、労働時間または年収をあえて抑えるよう促される。たとえばスウェーデンの年金のように、「働き方」にかかわらず同一の制度に包摂され続け、一律の保険料率が適用されるような一元的な制度であれば、社会保険料負担を回避するための非正規化は生じないだろう。

日本総合研究所の推計によれば、本来は厚生年金に加入しているべき未加入者は最大で926万人で、未加入率は1-2割程度にも達するという(日本総合研究所 2004)。パート・アルバイトの未加入率については、健康保険で65.9%、厚生年金で68.3%、雇用保険で64.5%にのぼる、という調査結果もある(『朝日新聞』2004年9月3日付)。

社会保険庁は、厚生年金の加入義務を逃れている疑いのある事業所が、02-04年度に把握した分で85万件あるとしている(『朝日新聞』2004年8月18

日)。2003年11月から、「廃業」や「休業」にともなう厚生年金脱退の手続きに際して、雇用保険の廃止届け、または解散の記載のある登記簿を、添付することが義務づけられたが、登記簿に代えて事業の廃止や休業を議決した取締役会議事録を添付することも認められている。その脱退用議事録の「ひな型」を新宿社会保険事務所が作成して企業に提供し、2004年1月から8月末までに同所管内で脱退した157社のうち62社がこのひな型を使っていたことが、2004年9月初めに判明した（『朝日新聞』2004年9月24日夕刊）。

抜本改革を先送りして、ただ保険料納付率を引き上げるように社会保険事務所を締めつければ、現場が（偽装）脱退を歓迎するようしむけられるのは、道理といえよう。現行の制度体系を維持したまま空洞化をくいとめることは至難である。政府法案にたいして最大野党の民主党は、一元的な所得比例方式プラス最低保障年金という法案を提出した。民主党案はスウェーデン方式に近い。しかし、結果は、6月5日に、共産党を除く野党が欠席の参議院本会議で政府法案が可決・成立したというものであり、この間に小泉首相のリーダーシップは発揮されなかった。

というより4月下旬以降は、閣僚や副大臣・政務（次）官経験者を中心に、与野党の政治家の国民年金への未加入・未納問題がとどまることなく噴出した。小泉首相自身の加入歴疑惑も浮上し、勤務実態がないのに厚生年金を適用されていたことについて、「人生いろいろ、社員もいろいろ」という無責任きわまりない国会答弁がなされた（2004年6月2日衆議院決算行政監視委員会）。

政治家に代表される未加入・未納は、縦割り分立の年金制度では「多様（いろいろ）な」ライフコースを包摂しにくいために生じたものである。最高の制度リテラシーを持つはずの立法府のメンバーにして未加入・未納状態に陥るのであれば、一般国民にいくら「信頼」を呼びかけても無駄であろう。この問題は、年金の制度体系を転換すること、したがってまた「男性稼ぎ主」型から脱却することなしには、社会的セーフティネットの空洞化をくい止められないことを、劇的に示したのである。

4. 2 不況と少子高齢化のスパイラル

社会保険の空洞化に反映されているように、企業は、従来型の雇用慣行を引きずりながら、社会保険料負担を含めた人件費を削減するために、正社員雇用の縮減に拍車をかけ、雇用不安や生活不安を増すリスク要因となっている。

そして家族は、その不安を緩和する役割をひき受けられない。若年層の雇用機会が劣化してきたことは社会保険制度に反映されているとおりである。また、夫婦共稼ぎが増えても、男性の肩の重荷はさほど軽減されてこなかった。妻がパートタイム就労の場合が多く、税や社会保険料の負担を考えて年収を抑えている女性が相当数にのぼるうえ、そもそも30歳代後半以上の女性には、短時間で低賃金の仕事しか提供しない企業が多い。

総務省家計調査によれば、勤労者世帯の実収入に占める世帯主の配偶者(女性)の収入の比率は、1980年代の後半に8%台だったものが、90年代には9%台となるが、2003年でも10.0%にすぎない(核家族共働きで妻も勤労者という世帯に限定しても、25%程度)。また、白波瀬佐和子による綿密な国際比較では、ドイツ、イタリア、スウェーデン、台湾、イギリス、アメリカ、日本の7か国の雇用者共稼ぎ世帯で、世帯勤労収入にたいする妻の収入の割合は、最高のスウェーデンの52.7%にたいして、日本は最低で22.9%にすぎない(Shirahase 2003:16)。さらに、1993年に24-34歳だった女性たちの追跡調査によれば、95年から2002年までの8年間に、夫が35歳未満の夫婦では、夫が所得を2年以上連続して減らしていても、妻の所得がそれを補っていないと見られる(樋口/太田、家計経済研究所編2004:42-43)。

そこで家計には、消費を抑える以外の防衛策は乏しい。所得の減少だけでは説明できない消費支出の抑制について、日本銀行の生活意識に関するアンケート調査にたいする回答では(複数回答)、「将来の仕事や収入に不安があるから」が61.7%、「年金や社会保険の給付が少なくなるとの不安から」が57.2%となっている。98年以来、将来の仕事や収入にたいする不安は60%台前半で増減を繰り返してきた。注目すべきは、年金等の社会保険給付にたいする不安の高まりであって、98年頃は50%前後だったものが、2001年以降

60%近くまで上昇してきている（内閣府編 2003a：39 - 40）。

人件費削減も消費抑制も、個々の企業や家計（ミクロ）にとっては、さしあたり合理的な防衛策であるとしても、社会全体として合成された結果（マクロ）は、景気を冷却することになる。典型的な「合成の誤謬」といえよう。そして、景気が回復しても悪循環が好循環に転じる保障はない。日本ではようやく最近になって景気が回復しつつあるといわれるが、企業の営業余剰が増大しても雇用者の報酬は上昇せず、マクロでも景気循環と雇用増減の連関が低下したことが目立つ（経済産業省 2004）。この傾向はアメリカでいち早く見られ、Jobless/Joyless Recoveryと呼ばれる。経済成長が回復しても雇用も報酬も伸びない時代となりつつある。

少子高齢化もスパイラル状に進行してきた。経済的負担感や先行き不安から結婚や出産を回避するという当面の自己防衛が、結局は少子高齢化を加速させ、年金財政や介護負担の将来見通しをいっそう悪化させている。

最新の2000年国勢調査にもとづく2002年1月の将来推計人口では、長期の出生率を1.39と仮定したうえで、2050年の65歳以上人口割合を35.7%と推計したが（中位推計）、周知のように2003年の実績は1.29だった。もはや1.5を越える出生率は圧倒的に高いハードルと感じられる。

近年までの出生率の低下は、若い人々が結婚を遅らせ（晩婚化）、生涯未婚率も上昇したことによって起こってきた。そうした少子化の要因をめぐる社会的状況について、『平成10年版厚生白書』は、家族での「母親への子育て負担の集中」、職場での「職場優先、男性中心、新卒・正規職員中心の就業環境」といった「現状」を掘り下げた。さらに2002年1月の将来人口推計は、従来見られなかった新しい傾向を織り込むことになった。30歳代の結婚した夫婦の出生力が「晩婚化以外の要因」でも低下していることである。

晩婚化の状況を見よう。出生動向基本調査によれば、「いずれ結婚するつもり」と回答する未婚者の割合は、1980年代と90年代も後半まで低下し続けた。それが、1997年から2002年のあいだに下げ止まっている。しかし、「結婚には利点がある」と考える未婚男性は調査ごとに減少してきた。全国の20 - 34歳の未婚者（学生を除く）にたいする内閣府の2003年「若年層の意識

実態調査」によれば、男性にとって“金銭的な余裕”という結婚の敷居が高いことが明らかだ。“妻子を養ってこそ男性”という「男性稼ぎ主」規範にとらわれ、「縁遠く」なっているのだろう。

いっぽう女性では、出産後に就業を継続することが容易ではなく自分の収入が途絶え、子育てなどの負担が集中しかねないことが、結婚の敷居を高めている(内閣府編 2003a:171, 174)。出生動向基本調査によれば、女性の未婚者では結婚相手の条件として、「家事・育児への姿勢」、「仕事への理解と協力」を重視する者が増えている。女性は共稼ぎの覚悟を強めており、男性側の意識とのあいだにギャップが生じていると考えられる。

雇用の非正規化が結婚抑制的に働くであろうことは直視されるべきである。内閣府の上記2003年「若年層の意識実態調査」が示すように、正社員の男性の33.9%に対してパート・アルバイトの男性では44.4%が、「金銭的に余裕がないから」を、未婚の理由にあげている(内閣府編 2003a:171)。他方で1993年に24-34歳だった女性たちの追跡調査によれば、25歳の時点で未婚だった者のうち、正社員だった者にくらべて無職または非正規社員だったものは、40歳になるまで一貫して結婚している比率が低い(樋口/太田 家計経済研究所編 2004:78-79)。

では夫婦の出生力はどうか。内閣府の上記2003年「若年層の意識実態調査」は、夫婦にたいして理想の子ども数(平均2.22人)より予定している子ども数(平均1.99人)が少ない理由をたずねている(3つまでの複数回答)。結果は、「子どもを育てるのにお金がかかる」が60.2%でトップである。この数値は、妻が正社員である共働き夫婦では59.0%だったのに対して、妻がパート・アルバイトでは69.7%、夫が正社員で妻が専業主婦の夫婦では75.0%だった(内閣府編 2003a:208)。3人目はもちろん、2人目を産み育てるためにも、フルタイム共稼ぎは必須であることがうかがえる。にもかかわらず、厚生労働省の第1回21世紀出生児縦断調査(2001年)によれば、第1子出産1年前に職業についていた母親のうち約7割が出産半年後には無職となっていた(男女共同参画会議影響調査専門調査会 2004:13)。

関連して注意すべきは、OECD諸国では、30-34歳の女性の就業率と合

計特殊出生率との相関係数が正であり(0.44)、日本の30-34歳女性の就業率はメンバー国のなかで最低に近いことだ(川口 2004)。また国内の都道府県別に、30-39歳の女性の労働力率と出生率の関係を見ると、正の相関関係がうかがえる(男女共同参画会議影響調査専門調会 2002:図表2-2)。さらに、ある程度経済発展が進んだ諸国では、男女の賃金格差が小さい国で、出生率も高いという傾向が見られるが(Kosai, Saito & Yashiro 1998)、日本の男女賃金格差は先進諸国のなかでは最大級であり、格差の縮小ははかばかしくない(厚生労働省雇用均等・児童家庭局編 2003:3)⁽¹¹⁾。

さて、2004年12月3日に閣議決定された『少子化社会白書 平成16年版』によれば、「わが国の人口構成上、出生数または出生率の回復のチャンスもそう長くは続かない」(内閣府 2004:93)。チャンスは2010年頃までだというが、それは約800万人にのぼる第2次ベビーブーマー世代の女性たちが、この間に25-34歳という「出産適齢期」を通過してしまうからだ。日本では合計特殊出生率が諸国のなかで最低に近く、その低下が鈍る兆しがないだけでなく、チャンスは数年で潰えるのである。この「超少子化」をくい止めるラストチャンスをつかみたいと真に望むならば、少なくとも「生活保障システム」を従来型から転換する必要があるというのが、本稿のインプリケーションとなろう。

(おおさわ まり 東京大学)

[注]

- (1) 本稿は、東京大学社会科学研究所の全所的共同研究プロジェクト「失われた10年? 90年代日本を捉えなおす」のうち、「グローバルイゼーションと福祉国家」グループでの研究成果の一部である。同じ研究の成果である大沢2005a、大沢2005bと姉妹論文となり、行論が重複する部分があるが、数値等が更新されている。
- (2) この3類型は、福祉国家ないし福祉レジーム論の旗手であるエスピン・アンデルセンが提唱してきた「保守主義(家族主義)」、「社会民主主義」、「自由主義」という3類型と重なりあう。しかし、エスピン・アンデルセンの類型論では、労働市場規制は独立的に論じられ、福祉レジームとの関連は必ずしも明確でない(三浦2003:111)。またフェミニストの批判に答えて「脱家族化指標」を導入したものの、日本はすわりが悪

い。宮本太郎は、家族福祉と企業福祉が強固に補強しあう日本のレジームの形態が、欧米福祉国家には見られないことに注意を促している（宮本2003：17）。本稿でエスピ・アンデルセンの「保守主義（家族主義）」等の命名を踏襲しないのは、家族福祉と企業福祉との相互補強が「男性稼ぎ主」を中心とするものであると捉え、日本を典型とするべく類型を設定しなおしているためである（大沢2005a）。

- (3) エスピ・アンデルセン自身は「男性稼ぎ主」ではなく、「保守主義的 conservative」ないし「家族主義的 familialistic」と形容する。
- (4) 雇用者に扶養される配偶者は、国民年金では第3号被保険者となり、保険料を徴収されずに基礎年金を給付される。被扶養と認められるための年収の上限は、健康保険と同額の130万円である。年収はともかく、雇用されて就業時間がフルタイム雇用者の4分の3以上になると、厚生年金が適用される第2号被保険者となり（4分の3基準）、報酬比例の保険料を負担する。4分の3基準を満たさなくても、年収が130万円を超えれば第1号被保険者となり、定額保険料を負担しなければならない。第3号被保険者の分の保険料は共働きや単身者を含む雇用者（第2号被保険者）の全員が分担しており、第3号被保険者の99%は女性である。
- (5) 目玉は、①では、子育て期間の残業時間の縮減、出産に際し父親が最低5日間の休暇取得、など。また、①と「子育てと仕事の両立支援」にまたがると思われるのが、育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）と、具体的な数値目標を掲げる点である。③としては、年金制度における配慮として、年金額計算における育児期間への配慮の検討があげられた。
- (6) 社会保障における次世代支援の1手段として、2004年年金改革では、育児休業中の保険料免除措置を子が3歳に達するまでのあいだに拡充し、勤務時間の短縮等により標準報酬が低下した場合の給付算定上の配慮措置を設けることとされた。
- (7) 社会保障審議会年金部会の議事録は厚生労働省のホームページで見ることができる。
- (8) 厚生年金の離婚時分割は、強制分割が08年4月以降の第3号被保険者期間について2分、合意による分割は、婚姻期間中に夫婦が納めた厚生年金保険料の納付記録を、合算2分を限度として分割（合意できなければ裁判所による決定）。
- (9) 子のいない30歳未満の遺族配偶者の遺族厚生年金を5年の有期給付とし、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時35歳以上から40歳以上に絞ることとした。
- (10) 2004年年金改革の顛末については、年金部会長である宮島洋による宮島（2004）があり、特に第3号被保険者問題については、袖井孝子、高山憲之、堀勝洋、朝日譲治および大沢真理が寄稿した『Labor Research Library』2005年4月号を参照。
- (11) 当然ながら、これらの相関に着目することは、出生率の引き上げを目標として女性の就業率の上昇や男女賃金格差の縮小を提言することを意味しない。しかし、赤川学は、相関に着目することとそうした提言とを混同するきらいがある（赤川2004）。

〔引用文献〕

- 赤川学 2004『子どもが減って何が悪いか!』筑摩書房
- 男女共同参画会議影響調査専門調査会 2002『「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告』
- 男女共同参画会議影響調査専門調査会 2004『「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告』
- Esping-Andersen, Gosta (ed.) 1996 *Welfare States in Transition National Adaptations in Global Economies*, London: SAGE. 日本語訳:埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家 グローバル経済化の適応戦略』早稲田大学出版部, 2003
- Esping-Andersen, Gosta 1999 *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford UP. (= 2000渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)
- Gottfried, Heidi & O'reilly, Jacqueline 2002 "Reregulating Breadwinner Models in Socially Conservative Welfare Systems: Comparing Germany and Japan," *Social Politics*, Spring 2002 : 29 - 59
- 樋口美雄／太田清 家計経済研究所編 2004『女性たちの平成不況 デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社
- 広渡清吾 1990『2つの戦後社会と法の間^{あいだ} 日本とドイツ』大蔵省印刷局
- 川口章 2004「女性の就業と出生率の動向」, 社会政策学会 109 回大会共通論題報告 経済産業省 2004『通商白書平成 16 年版』
- 健康保険組合連合会 2004「平成 15 年度健保組合決算見込みの概要」
- 橘川武郎・樋渡展洋編 近刊『「失われた 10 年」を超えて』東京大学出版会
- Kosai Yutaka, Saito Jun & Yashiro Naohiro 1998 "Declining Population and Sustained Economic Growth: Can They Co-Exist?," Jcer Discussion Paper, No. 50.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局編 2003『男女間の賃金格差の解消に向けて — 男女間の賃金格差問題に関する研究会報告 — 』国立印刷局
- 三浦まり 2003「労働市場規制と福祉国家 — 国際比較と日本の位置づけ — 」, 埋橋編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房: 109 - 133
- 宮島洋 2004「年金改革は政治に翻弄された」, 『論座』2004 年 12 月号
- 宮本太郎編 2002『福祉国家再編の政治』(講座・福祉国家のゆくえ 1) ミネルヴァ書房
- 宮本太郎 2003「福祉レジーム論の展開と課題 — エスピン・アンデルセンを越えて?」, 埋橋編『比較のなかの福祉国家』11 - 41
- 水島治郎 2002「大陸型福祉国家 — オランダにおける福祉国家の発展と変容 — 」, 宮本編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房
- 内閣府編 2003a『平成 15 年版国民生活白書』国立印刷局
- 内閣府編 2003b『男女共同参画白書 平成 15 年版』国立印刷局

- 内閣府編 2004『少子化社会白書 平成16年版』国立印刷局
- 日本総合研究所 2004『04年年金改革の評価と課題』, JRI news release 2004年7月2日
- OECD 1999 *Employment Outlook*, OECD
- OECD 2001 *Employment Outlook*, OECD
- OECD 2004 *Employment Outlook*, OECD
- 大沢真理 1998「橋本6大改革のジェンダー分析」, 山脇直司・大沢真理・大森弥・松原隆一郎編『ライブラリー-関連社会科学5 現代日本のパブリック・フィロソフィ』新世社: 243 - 270
- 大沢真理編 2000『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい
- 大沢真理 2002『男女共同参画社会をつくる』NHK ブックス
- 大沢真理 2003「男性稼ぎ主」型から脱却できるか — 問われる税・年金改革の方向」, 『世界』2003年3月号: 94 - 101
- 大沢真理 2004a「福祉国家とジェンダー」, 大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店: 17 - 40
- 大沢真理 2004b「これでは空洞化はくいとめられない — 年金改革関連法の中身とは」『世界』2004年8月号: 86 - 93
- 大沢真理 2005a「逆機能に陥った日本型生活保障システム」, 橘川武郎・樋渡展洋編 近刊
- 大沢真理 2005b「空洞化する社会的セーフティネット — 社会保障改革の失われた15年」, 橘川武郎・樋渡展洋編 近刊
- 社会保険研究所 2002『女性と年金 — 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書』
- 社会保障審議会年金部会 2003「年金制度改正に関する意見」
- Shirahase, Sawako 2003 “Wives’ Economic Contribution to the Household Income in Japan with Cross National Perspective,” Luxembourg Income Study Working Paper Series, No. 349
- 田宮遊子 2003「公的年金制度の変遷 — ジェンダー視点からの再考」, 『国立女性教育会館研究紀要』7: 57 - 68
- 坪井栄孝・高木剛 2000「激論 日本医師会は横暴か」, 『論争東洋経済』2000年5月号
- 埋橋孝文編 2003『比較のなかの福祉国家』(講座・福祉国家のゆくえ2) ミネルヴァ書房
- 税制調査会 2002「あるべき税制の構築に向けた基本方針」

Japan's Livelihood Security System in Reverse Functioning

OSAWA Mari

(The University of Tokyo)

Ever since the period of high economic growth, Japan's livelihood security system⁽¹⁾ has been designed and has functioned on the premise that two subsystems — namely, the family and the corporation — bear a considerable share of the burden. Both of these subsystems were based on the fixed gendered division of labor of a 'breadwinner male and home-centered female' ("male bread-winner model"). From the early 1990s on, however, such conventional firms and families, far from serving as pillars of security, have themselves become risk factors. The livelihood security system has collapsed beyond repair, and gone into a state of "reverse functioning," such that it itself has become anxiety producing. This article argues that this "reverse function" is manifest in two areas: the hollowing out of the social insurance system, which is the foundation of our social safety net, and the accelerating of fertility decline and demographic aging. While livelihood security systems in advanced countries can be classified into three types, the "male breadwinner" model, the "work/life balance model," and the "market oriented" model, the "male breadwinner" model has passed its prime in a post-industrial society. Japan spent the 1990s stalled in "The Lost Decade" in reforms as well as in the economy (part II). In Part III, in order to understand the stated intents and reality of the Koizumi Cabinet's structural reforms, I first perform an analysis of Japan's coordinates for the structural reforms of the early 21st century: employment performance, pension system, and measures to support raising the next generation, in light of the reality of the Koizumi reforms, and including comparisons with the livelihood security systems of leading industrialized countries. In Part IV, I argue that while reforms were being postponed, the hollowing out of the social insurance system, the economic recession and the fertility decline and aging of the population proceeded apace.

(1) I define "livelihood security system" as social insurance, public assistance and the tax system (these are parts of income transfer), social services, employment policy and labor market regulations, as well as institutions and practices of family and private enterprises.